

横根平子のまちづくり通信

2014年5月発刊

vol.6

横根平子のまちづくりを考える会

陽の光にきらめく緑、耳にやさしい鳥のさえずり、草いきれ。横根平子のまちでも、いきものたちの力強さを感じられる季節になりました。今回は、そんな春のまちを歩いた「自然観察会」をレポート。また、区画整理の重要キーワード「換地」についても解説します。

私たちのまちは、こんなまち

5/6
(火・祝)

約40名で、春のお散歩。

春の自然観察会と青空カフェ開催!

自然観察指導員の方がナビゲート!

スッキリ晴れたGW最終日。自然観察指導員のIさんを先頭に、中村墓地近くから高台を通り宝池を目指します。前回の倍近い参加者でとても賑やか!



薄紫色の花に思わず目を奪われる桐の花。香りも甘くさわやかです。

春ならではの、植物観察。

花が咲き乱れる春は植物の観察に最適な季節。Iさんが教えてくれる、普段見慣れた道端の植物の名前や豆知識に一同「へえ〜」。



「あつたケノコ!」と子ども達。参加者の土地から掘らせて頂いたものの、ちょっと育ち過ぎ!?

お茶とお菓子でワイワイ!

ゆったり寄り道しながら歩いた後は、お待ちかねのティータイム。最後はIさんと共に、今日見た植物をおさらいしました。

ヒメボタル到来!

今年もヒメボタルが出現! 5月下旬~6月上旬、24時前後の林道沿いや草地をそっと観察してみませんか?



加納家裏に現れたヒメボタル(5月17日撮影)。

まちづくりは、今

シリーズ区画整理③

換地(かんち)

宅地用の土地を入れ替えたり、合わせたり。

区画整理の基本である「換地(かんち)」について。

道路や公園などの「公共施設」用の土地を生み出すためには、その他の「宅地」を配置し直さなければなりません。そのために土地を入れ替えたり合わせたりすること、またそうして生じた土地を「換地」と言います。

Q 好き勝手に換地できるの?

A

答えはNOです。

「換地」する時には、様々な条件が区画整理前後でちゃんと対応するように移転先を決めることになっています(土地区画整理法第89条による)。

土地区画整理法第89条

換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。

これを土地区画整理事業用語で

「照応(しょうおう)の原則」と呼んでいます。

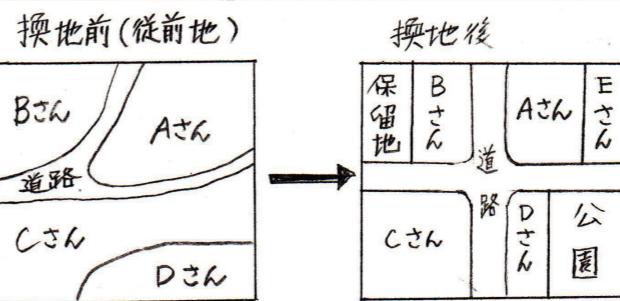
照応とは...

二つのものがお互いに関連し、対応すること。

今持っている土地が必ずしも換地後も同じとは限りません。

道路や公園などの「公共施設」ができることになると、元の場所にはいられません。そういう場合は、「照応の原則」に基づいて換地がなされます。

また、換地後は「公共施設」や保留地を生み出すために土地は減歩されてしまいます(図参照)。



・Dさんは道路付きでない土地から道路付きになるので、減歩率が高い。

・Eさんのように別の所から空いている所に換地されることも。

・換地前の土地を「従前地」といいます。
※これらはあくまで一例です。

Q 誰が換地の移転先を決めるの?

A

区画整理組合で決めます。

ただし、仮換地(仮の換地)を決めるときは、地権者の同意を得る必要があります(土地区画整理法98条3による)。

その際、「照応の原則」に基づいているか、それぞれの地権者が確認していくことが大切です!

6/1(日)地権者向けに『横根平子地区区画整理に関する協議会』が開かれます。

問い合わせ先
横根町平子

鷹羽 0562-46-4380
加納 0562-47-2595

<http://yokonehirako.jimdo.com/>

横根平子のまちづくりを考える会

検索

ブログも更新中!